

平成 27 年

小松島市議会 12 月定例会議議案書

平成 27 年 12 月 4 日開会

目 次

		(P)
議案第82号	平成27年度小松島市一般会計補正予算(第2号)	3
議案第83号	平成27年度小松島市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	8
議案第84号	平成27年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	10
議案第85号	平成27年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	12
議案第86号	平成27年度小松島市介護保険特別会計補正予算(第1号)	15
議案第87号	平成27年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	17
議案第88号	平成27年度小松島市水道事業会計補正予算(第1号)	別紙
議案第89号	小松島市行政不服審査会条例の制定について	19
議案第90号	小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について	23
議案第91号	小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について	25
議案第92号	小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について	27
議案第93号	小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について	29
議案第94号	小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	31
議案第95号	小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	33
議案第96号	小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	35
議案第97号	小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	44
議案第98号	小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について	51
議案第99号	小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について	59
議案第100号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	61
議案第101号	財産の取得について	63
議案第102号	工事請負契約の変更について((仮称)小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事)	65

議案第 8 2 号

平成 2 7 年度小松島市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度小松島市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 5 4, 3 0 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 8 6 6, 5 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		3,332,478	14,947	3,347,425
	1 地方交付税	3,332,478	14,947	3,347,425
12 分担金及び負担金		192,558	5,449	198,007
	2 負担金	189,558	5,449	195,007
14 国庫支出金		3,038,684	51,485	3,090,169
	1 国庫負担金	2,388,803	58,290	2,447,093
	2 国庫補助金	643,597	△7,345	636,252
	3 国庫委託金	6,284	540	6,824
15 県支出金		1,058,294	41,285	1,099,579
	1 県負担金	626,238	18,900	645,138
	2 県補助金	335,304	22,385	357,689
16 財産収入		47,967	143	48,110
	1 財産運用収入	4,828	143	4,971
21 市債		3,690,500	541,000	4,231,500
	1 市債	3,690,500	541,000	4,231,500
歳入	合計	17,212,281	654,309	17,866,590

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		215,458	32	215,490
	1 議会費	215,458	32	215,490
2 総務費		1,260,637	25,393	1,286,030
	1 総務管理費	918,660	11,921	930,581
	2 徴税費	164,348	6,807	171,155
	3 戸籍住民基本台帳費	84,625	3,538	88,163
	4 選挙費	57,389	2,822	60,211

	5 統 計 調 查 費	24,819	381	25,200
	6 監 查 委 員 費	10,796	△76	10,720
3 民 生 費		6,175,825	101,943	6,277,768
	1 社 会 福 祉 費	1,931,433	133,567	2,065,000
	2 老 人 福 祉 費	678,682	△5,144	673,538
	3 兒 童 福 祉 費	2,152,413	△21,305	2,131,108
	4 生 活 保 護 費	1,310,767	630	1,311,397
	6 人 権 対 策 費	99,740	△5,805	93,935
4 衛 生 費		2,002,759	39,480	2,042,239
	1 保 健 衛 生 費	987,015	55,695	1,042,710
	2 清 掃 費	1,015,744	△16,215	999,529
6 農 林 水 産 業 費		388,736	△13,326	375,410
	1 農 業 費	374,852	△13,326	361,526
7 商 工 費		56,418	995	57,413
	1 商 工 費	56,418	995	57,413
8 土 木 費		1,088,918	43,062	1,131,980
	1 土 木 管 理 費	28,435	△476	27,959
	2 建 築 管 理 費	48,038	594	48,632
	3 道 路 橋 梁 費	249,499	34,754	284,253
	7 都 市 計 画 費	302,985	11,342	314,327
	8 住 宅 費	194,903	△5,912	188,991
	9 下 水 道 費	257,695	2,760	260,455
9 消 防 費		727,745	35,371	763,116
	1 消 防 費	727,745	35,371	763,116
10 教 育 費		3,506,217	8,968	3,515,185
	1 教 育 総 務 費	258,180	24,203	282,383
	2 小 学 校 費	87,444	397	87,841
	4 幼 稚 園 費	123,428	4,170	127,598

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社 会 教 育 費	130,070	2,834	132,904
	6 人 権 教 育 費	32,219	235	32,454
	7 保 健 体 育 費	224,080	△2,262	221,818
	8 学 校 給 食 費	209,782	△20,609	189,173
12 公 債 費		1,768,501	412,248	2,180,749
	1 公 債 費	1,768,501	412,248	2,180,749
13 諸 支 出 金		16,067	143	16,210
	2 基 金 費	13,067	143	13,210
歳 出	合 計	17,212,281	654,309	17,866,590

第 2 表 地 方 債 補 正

1 追 加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
臨 時 財 政 対 策 債 借 換 債	260,100	普通貸借又は 証券発行	年利5%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 について、利率の見直しを 行った後においては、当該 見直し後の利率)	借入先の融資条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
市 街 地 再 開 発 事 業 債 借 換 債	62,700			

2 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補 正 前 の 額	補 正 額	補 正 後 の 額
葬 斎 場 建 設 事 業 債	345,900	83,100	429,000
河 川 等 整 備 事 業 債	23,600	6,900	30,500
防 災 対 策 事 業 債	49,200	52,800	102,000
臨 時 財 政 対 策 債	550,000	78,900	628,900
行 政 改 革 推 進 債	86,800	△3,500	83,300

議案第 83 号

平成 27 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度小松島市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 709,662 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,793,662 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 収 入		8,969,005	700,000	9,669,005
	1 事 業 収 入	8,969,005	700,000	9,669,005
4 繰 越 金		100	9,662	9,762
	1 繰 越 金	100	9,662	9,762
歳 入	合 計	9,084,000	709,662	9,793,662

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		9,076,900	709,662	9,786,562
	1 総 務 費	170,387	19,367	189,754
	2 競 輪 開 催 費	8,905,866	690,295	9,596,161
歳 出	合 計	9,084,000	709,662	9,793,662

議案第 8 4 号

平成 2 7 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 5 1 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 3 2, 7 4 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 7 年 1 2 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		162,796	233	163,029
	1 一般会計繰入金	162,796	233	163,029
5 繰越金		0	9,281	9,281
	1 繰越金	0	9,281	9,281
歳入	合計	523,232	9,514	532,746

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		31,259	233	31,492
	1 総務管理費	30,889	233	31,122
2 後期高齢者医療広域連合納付金		488,379	9,281	497,660
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	488,379	9,281	497,660
歳出	合計	523,232	9,514	532,746

議案第 85 号

平成 27 年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

平成 27 年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 206,452 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,709,619 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,200,517	95,027	1,295,544
	1 国庫負担金	778,778	63,148	841,926
	2 国庫補助金	421,739	31,879	453,618
4 県支出金		232,486	17,761	250,247
	2 県補助金	196,508	17,761	214,269
5 療養給付費交付金		300,040	61	300,101
	1 療養給付費交付金	300,040	61	300,101
8 繰入金		322,711	39,845	362,556
	1 繰入金	243,868	39,845	283,713
11 繰越金		0	53,758	53,758
	1 繰越金	0	53,758	53,758
歳入	合計	5,503,167	206,452	5,709,619

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		74,478	2,123	76,601
	1 総務管理費	72,352	2,123	74,475
2 保険給付費		3,313,116	104,300	3,417,416
	1 一般療養諸費	2,686,100	83,100	2,769,200
	4 一般高額療養費	366,800	21,200	388,000
3 後期高齢者支援金等		523,340	834	524,174
	1 後期高齢者支援金等	523,340	834	524,174
4 前期高齢者納付金等		318	79	397
	1 前期高齢者納付金等	318	79	397
6 介護納付金		173,164	21,685	194,849
	1 介護納付金	173,164	21,685	194,849

10 諸	支	出	金	4,165	77,431	81,596	
			1 諸	支	出	金	
				40	77,431	77,471	
	歳	出	合	計	5,503,167	206,452	5,709,619

議案第 86 号

平成 27 年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度小松島市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,575 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,762,117 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		856,443	5,411	861,854
	2 国庫補助金	234,579	5,411	239,990
7 繰入金		621,701	△1,551	620,150
	1 繰入金	555,101	△1,551	553,550
9 財産収入		140	83	223
	1 財産運用収入	140	83	223
10 繰越金		0	20,632	20,632
	1 繰越金	0	20,632	20,632
歳入	合計	3,737,542	24,575	3,762,117

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		101,341	3,860	105,201
	1 総務管理費	65,245	3,862	69,107
	3 介護認定審査会費	35,523	△2	35,521
2 保険給付費		3,532,736	20,632	3,553,368
	1 介護サービス等諸費	3,011,490	20,632	3,032,122
4 諸支出金		23,965	83	24,048
	3 基金費	140	83	223
歳出	合計	3,737,542	24,575	3,762,117

議案第 87 号

平成 27 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,760 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 346,860 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		257,695	2,760	260,455
	1 他会計繰入金	257,695	2,760	260,455
歳入合計		344,100	2,760	346,860

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道費		114,743	△3,610	111,133
	1 建設費	114,743	△3,610	111,133
2 公債費		218,452	6,370	224,822
	1 公債費	218,452	6,370	224,822
歳出合計		344,100	2,760	346,860

議案第 89 号

小松島市行政不服審査会条例の制定について

小松島市行政不服審査会条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 小松島市の行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、不服申立て制度を通じて市民等の権利利益の救済をはかり、行政の適正な運営を確保するため、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第2項の規定に基づき、事件ごとに市長の附属機関として小松島市行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 審査請求 法第2条及び第3条に基づく不服申立てをいう。
- (2) 審査請求人 前号に定める審査請求を行った者をいう。
- (3) 参加人 法第13条第4項の定義による。
- (4) 審査庁 法第9条第1項の定義による。
- (5) 審査関係人 法第74条の定義による。
- (6) 主張書面 法第74条の定義による。
- (7) 補佐人 自然科学、社会科学、人文科学の専門的知識により、審査請求人又は参加人を援助する第三者をいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、法第43条第1項に基づく審査庁の諮問に応じ、審査請求について調査審議し、当該諮問に対する答申を行う。

(委員)

第4条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、事件ごとに市長が委嘱する委員3人をもって組織する。

- 2 委員の任期は、前項の事件に係る第12条の手続きの完了までとする。
- 3 市長は、前項の任期満了前に委員に欠員が生じた場合は、新たな者を委員に委嘱するものとする。
- 4 前項の場合において、審査会は、第5条第2項に定める方法により、改めて会長及び副会長を選任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、委員が委嘱された後又は会長及び副会長のいずれにも欠員が生じた場合であつて、第4条第3項に基づき新たな委員が委嘱された後において最初に行われる会議は、市長が招集する。

- 2 審査会は、委員3人をもってする合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。
- 3 会議の議事は、委員の過半数で決する。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査関係人に主張書面又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実の申述又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査関係人の申立てがあつた場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第9条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面または資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続き)

第10条 審査会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第7条の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査関係人の意見の申述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第11条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の関

覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 第1項の規定による交付をうける審査請求人又は参加人は、実費の範囲内において小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）に定める額の手数料を納付しなければならない。
- 5 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、小松島市事務手数料条例で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

（答申書の送付等）

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（秘密の保持）

第13条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第14条 審査会の庶務は、総務部総務課において行う。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第16条 第13条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第90号

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例について

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市事務手数料条例の一部を改正する条例

小松島市事務手数料条例（平成12年小松島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

(36) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項、第78条第4項及びこれらの規定を準用する法令の規定による交付手数料 以下に定める額

ア 複写機による複写（単色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。）

1枚につき 10円

イ 複写機による複写（多色） 用紙（日本工業規格A3以下に限る。）

1枚につき 50円

ウ 電磁的記録媒体への複写 複写機による複写（単色、多色を問わない。）

によってするとしたならば、出力される用紙（日本工業規格A3以下に限る。）1枚につき 10円

第6条第2項第4号中「市長」を「市長（法令に減免の判断権者の定めがある場合は、当該判断権者）」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第91号

小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例について

小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市行政情報公開条例の一部を改正する条例

小松島市行政情報公開条例(平成12年条例第47号)の一部を次のとおり改正する。
第12条第2項中「反対の意思を表示した意見書」を「反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)」に改める。

第15条を次のように改める。

(審査請求があった場合の措置)

第15条 第10条第1項の決定又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求の全部を認容するとき(第12条第2項に定める反対意見書が提出されている場合及び当該審査請求の全部を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)又は当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第12条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該審査請求に係る行政情報を開示する旨の裁決(開示請求者以外のものである参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

4 小松島市情報公開審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。

5 審査庁は、第1項の審査請求がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 92 号

小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

小松島市個人情報保護条例（平成 12 年小松島市条例第 53 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市個人情報保護条例の一部を改正する条例

小松島市個人情報保護条例(平成12年条例第53号)の一部を次のとおり改正する。
第26条を次のように改める。

(審査請求があった場合の措置)

第26条 自己情報の開示又は訂正等の請求に対する決定又は不作為について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、当該審査請求の全部を認容するとき(第18条第7項に定める反対意見書が提出されている場合及び当該審査請求の全部を認容することについて反対する旨の参加人の意見書が提出されている場合並びに口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)又は当該審査請求が不適法であることを理由として却下するときを除き、小松島市個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重し、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2 前項の規定により諮問をした審査庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正等請求者(開示請求者又は訂正等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定について反対意見書を提出した開示請求者以外のもの(当該開示請求者以外のものが審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第18条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する開示請求者以外のものからの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る非開示決定を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(開示請求者以外のものである参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

4 小松島市個人情報保護審査会の組織、権限、審査方式、調査方法、審議手続その他運営に関する事項については、別に条例で定める。

5 審査庁は、第1項の審査請求がなされた場合、行政不服審査法第9条第1項に基づく審理員の指名については、これを行わないものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 93 号

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 12 年小松島市条例第 54 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

小松島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年小松島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「処分庁又は審査庁（以下「諮問庁」という。）」を「審査庁」に改め、同項第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改める。

第6条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第10条第1項及び第2項中「諮問庁」を「審査庁」に改め、同条第3項中「諮問庁」を「審査庁」に、「不服申立て事件」を「審査請求事件」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問庁（以下「不服申立人等」という。）」を「審査庁（以下「審査請求人等」という。）」に改める。

第11条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第18条中「30万円以下」を「50万円以下」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 94 号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年小松島市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 95 号

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成 27 年小松島市条例第 31 号）を別紙のように定める。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部を改正する 条例

小松島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成27年小松島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち小松島市市税賦課徴収条例第2条第10号及び第11号の改正規定を削り、同条例第36条の2第8項の改正規定中「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加え、同条例第63条の2第1項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）」を加え、同条例第89条第2項第2号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号及び」を、「）又は法人番号」の次に「（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条例第149条第1号の改正規定中「いう。」の次に「以下この号において同じ。」を、「）又は法人番号」の次に「（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加える。

附則第1条第4号中「第2条第10号及び第11号、」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 96 号

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
制定について

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙
のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第10号に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる市の執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務処理に関して、必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 市長	小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第8号)による子どもに係る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第9号)による重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年小松島市条例第18号)による利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	徳島県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち掛金の納付が経済的に困難な者に対してその掛金の一部を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の援助に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	修学の意欲があるにも関わらず、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	私立幼稚園への通園児をもつ多子世帯の経済負担を軽減するための入園料及び保育料の一部を補助する事業に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	小松島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費, 特例障害児通所給付費, 高額障害児通所給付費, 肢体不自由児通所医療費, 障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給, 障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。), 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障がい者関係情報」という。), 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する事務(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報, 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税法(昭和25年法律第26号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。), 障害者自立支援給付関係情報, 国民健康保険関係情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者関係情報又は小松島市営住宅条例(平成9年小松島市条例第14号)による市営住宅の家賃に関する情報であって規則で定めるもの

5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律並びに小松島市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第133号)による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 国民健康保険関係情報, 介護保険給付等関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 障害者自立支援給付関係情報, 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)又は小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス, 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 障害者自立支援給付関係情報, 国民健康保険関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に関する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障害者自立支援給付関係情報, 国民健康保険関係情報又は小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
11 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 介護保険給付等関係情報又は小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
12 市長	介護保険法による保険給付の支給, 地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの

13 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 国民健康保険関係情報, 介護保険給付等関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報, 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報, 小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報, 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報, 母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報, 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。), 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
14 市長	小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による子どもに係る医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。), 小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	小松島市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による重度心身障がい者等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 国民健康保険関係情報, 児童扶養手当関係情報, 住民票関係情報, 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律による高齢者の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
16 市長	児童福祉法による子育て短期支援事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

17 市長	ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	児童福祉法による保育料における保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	介護保険法による介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 介護保険給付等関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	小松島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成27年小松島市条例第18号)による利用者負担に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報, 障がい者関係情報, 地方税関係情報, 中国残留邦人等支援給付等関係情報, 児童扶養手当関係情報, 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報又は特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	徳島県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち掛金の納付が経済的に困難な者に対してその掛金の一部を助成する事業に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	学校教育法第19条の援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	修学の意欲があるにも関わらず、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 教育委員会	私立幼稚園への通園児をもつ家庭の経済的負担を軽減するため、保育料等の一部を補助する事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	小松島市立の小学校又は中学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減するため就学のために必要な経費の一部を支給する事業に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第97号

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の等の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松島市条例第26号）の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年小松島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のう	0.88

	ち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89

遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金，準母子年金，遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86

障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由と

するものをいう。)又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附

則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の小松島市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

議案第 98 号

小松島市消防団員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例について

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年小松島
市条例第 10 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和43年4月1日条例第10号）の一部を次のように改正する。

「第3章 異議申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附則第5条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>1 傷病補償年金 （第18条の2による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に 等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正 する法律（平成24年法律第63号。以下この表 及び次項の表において「平成24年一元化法」と いう。）附則第41条第1項の規定による障害共 済年金若しくは平成24年一元化法附則第65 条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害 厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和3 4年法律第141号）による障害基礎年金（同法 第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。 以下この表、次項の表及び第5項の表において 「障害基礎年金」という。）</p>	<p>0.73</p>
<p>2 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに 限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82（第1級又 は第2級の傷病等級 に該当する障害に係 る傷病補償年金にあ っては、0.81）</p>
<p>3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを 除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>

4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.87
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林	0.88

	共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）
5 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等	0.84

(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金，平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	6 遺族補償年金	1 遺族厚生年金等
(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89

2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)

	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81, 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した

残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0. 8 6
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0. 8 8

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の上欄に掲げる」の下に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。ただし、第3章の章名の改正規定及び第26条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

議案第 99 号

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年小松島市条例第 6 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 27 年 12 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 職員の退職管理の状況

第3条中第10号を第11号とし、第2号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

第3条第9号中「及び勤務成績の評定」を削る。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第100号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

定住自立圏形成協定に関する議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年小松島市条例第30号）の規定により、別紙のとおり徳島市との間において、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて、議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と小松島市（以下「乙」という。）は、平成23年3月30日に締結した定住自立圏の形成に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定別表第1に次のように加える。

ウ 環境衛生

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内（乙）の火葬場整備推進により、広域利用を促進し、住民の快適で衛生的な生活環境の確保を図る。
	甲の役割	乙の実施する火葬場整備及び広域利用を円滑に促進するため、連携市町村の調整を図るとともに、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知する。
	乙の役割	火葬場の整備推進を図り、連携市町村の住民の利用負担の軽減を図ることで広域利用に供するとともに、広域利用について周知する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

議案第101号

財産の取得について

各種災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、はしご付消防自動車1台を購入するにつき、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

購入物品	はしご付消防自動車	
購入予定価格	98,118,000円	
内 訳	はしご付消防自動車1台	90,850,000円
	消費税	7,268,000円
購入の相手方	徳島市津田浜之町5番5号 株式会社 藤島 代表取締役 藤島 晴三	
納入期限	平成28年3月31日	

議案第102号

工事請負契約の変更について（（仮称）小松島市南部地域統合
中学校建設工事のうち校舎新築工事）

平成26年8月29日議決の別紙工事における請負契約を変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

工 事 名 (仮称) 小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事

工 事 箇 所 小松島市立江町字黒岩 2 6 番地の 1 の一部他 1 5 筆

請 負 者 大鉄工業株式会社・斎藤建設株式会社
(仮称) 小松島市南部地域統合中学校建設工事のうち校舎新築工事
共同企業体

代表構成員 高松市錦町 1 丁目 1 番 3 号
大鉄工業株式会社四国支店
支店長 小埜 友士

構 成 員 徳島市中昭和町 1 丁目 9 5 番地 1
斎藤建設株式会社
代表取締役 齋藤 俊幸

工 期 着工 平成 2 6 年 8 月 3 0 日
完成 平成 2 8 年 2 月 2 9 日

既決請負代金額 2, 2 0 6, 7 1 0, 0 0 0 円 (税込)

変更請負代金額 2, 2 1 9, 3 1 5, 7 6 0 円 (税込)